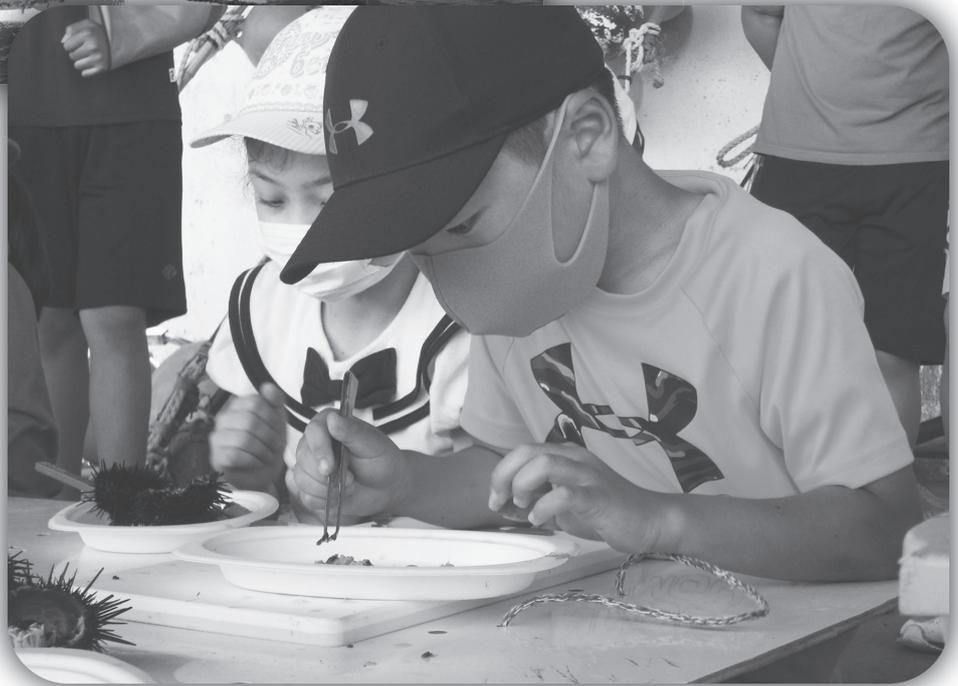


議会だより



【余別小学校ウニ体験学習】

— 内 容 —

- ◇令和3年第2回積丹町議会定例会
一般質問
 - 健康と福祉について……………2～7
 - 日本の食料自給率について
 - 地方創生推進交付金事業について……7～19
 - 災害用備蓄食品について
 - 新型コロナウイルス感染症の予防接種について……19～22
- ◇議会の主なる動き……………23
- ◇議会一口メモ……………23
- ◇積丹町議会・委員会出席状況……………24
- ◇編集後記……………24

令和3年第2回積丹町議会定例会

令和3年第2回積丹町議会定例会が6月16日に招集され、報告1件、議案6件、発議1件、意見案3件が審議され、同月17日に閉会しました。

一般質問

記載の一般質問は要約しています。

◎健康と福祉について ◎日本の食料自給率について

笹山 よしはる 議員



最初に、「健康と福祉について」質問します。本町の人口は年々減少しており、令和元年12月末の住民基本台帳は1,978人で、そのうち65歳以上の高齢者は947人です。高齢化率は47.9%と約2人に1人が高齢者という超高齢化社会に向かっております。

そこで心配なのが町民の健康と福祉についてです。健康な生活があるからこそ、私たちは家族との満たされた時間やスポーツを楽しむんだり、仕事に打ち込んだりすることができ、それを支える福祉の充実によって心も体も満たされた豊かな社会の実現をすることができるところからです。健康とは病気がけがをしていないことや心と体が弱っていないことではなく、肉体的、精神的、社会的に全てが満たされた状態にあることを言います。人種、宗教、政治信条や経済、社会

的条件によって差別されることなく、最高水準の健康に恵まれることはあらゆる人々にとつての基本的な人権の一つです。町民の健康と福祉は重大な課題と思われれます。

第9次積丹町高齢者保健福祉計画（令和3年度～令和5年度）には、健康づくりの推進の項目に、自分の健康は自分で守るという認識と自覚を高め、生涯にわたる健康の保持、増進を図ることを目的に掲げ、町においていろいろな事業を実施されておりますが、これは高齢者に限らず各世代にわたつて必要なことでもありと考えます。町民の健康な生活の確保と福祉の充実を実現するためには、個人で取り組むことが意外と多くあるのではないかと思われますが、町長の考えをお伺いいたします。

次に、「日本の食料自給率について」伺います。日本の食料自給率が他の国に比べて低いことを知っている方は多いと思いますが、どのくらい低いかを知っている方は少ないと思います。日本の食料自給率はおおよそ38%と言われており、単純に考えますと私たち日本人は、食べ物の62%を輸入に頼

っていることとなります。

食料自給率とは、国内の食料消費が国産でどの程度蓄えているのかを示す指数で、国内の食物全体のうちのどれくらいを国内で作っているかを示す割合です。食料自給率には、「総合食料自給率」と「品目別食料自給率」の2種類ありますが、基本的には食料自給率とは総合食料自給率のことを示します。また、総合食料自給率は熱量で計算する「カロリーベース」と金額で計算する「生産額ベース」がありますが、日本はこの2つの基準ともに長期的に低下している状況です。

戦後直後、1946（昭和21）年度の日本の食料自給率は88%でしたが、緩やかに下り始め、平成に入ると50%を割り込み、2000年代は40%前後でほぼ横ばいに推移しております。戦前は国内生産が主な米、野菜などを使った食事が中心でしたが、戦後の復興に伴い食生活が欧米風に変化していき、国内生産が少ないため、外国からの輸入頼りの小麦粉を使ったパン、肥料や原料の多くを輸入に頼る畜産物、肉類や油脂類の消費

が増加しています。日本の食料自給率の低下には、こうした食生活の変化が大きな影響を与えております。

しかし、品目別食料自給率で見ただけで日本も米は100%、野菜は79%自給しており、全ての食料が輸入に依存しているわけではありませんが、日本の食料自給率は38%という数字は多くの国民にインパクトや危機感を与えています。世界中で見られる異常気象や天候不順、あるいは国際情勢など何らかの理由で外国からの輸入が途絶えてしまったとき、私たち日本人の食生活は大きな影響を受けることとなります。また、爆発的な世界の人口増加により、地球規模で食料不足を懸念する声も上がっております。今すぐに起こると思いませんが、だからといってこのまま看過できない問題だと考えます。

第1次産業を基幹とする積丹町において、町民一人一人がこの問題意識を持ち、町行政、生産者、消費者等がそれぞれの立場でできることから取り組むことが日本の食料自給率アップのための第一歩

につながると思われますが、町長の考えをお伺いいたします。

松井町長答弁

1件目の健康と福祉についてであります。令和3年5月31日現在の住民基本台帳人口は1,914人、65歳以上の高齢者は912人、高齢化率47.7%という状況です。

町民の健康な生活の確保と福祉の充実を実現するためには、個人で取り組めることも多くあるのではないかの点についてですが、国民一人一人がそうした意識を持つて様々な行政サービス、様々な施策に関心を寄せていただきながら取り組んでいくことが何よりも重要だと考えます。そうした意味から、町民の健康と福祉の充実、高齢化が進展している本町におきましては特に重要な課題の一つであり、第9次高齢者保健福祉計画におきましても、高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して元気に暮らしていけるまちづくりを基本理念としておこなっています。

したがって、現在取り組んでいる様々な事業等におきましてもご指摘のように、町民一人一人

が意欲を持って参加の取組ができるような施策を計画することが大事なことで、町民の新しいニーズに応える事業づくりや社会参加をさらに促すような創意工夫に役立てるため、様々な機会を捉えて町民の方々の提案提言をいただくように努めてまいりたいと考えます。

2件目の日本の食料自給率についてですが、国が直近で公表している2018(平成30)年度の確定値では食料自給率は37%、品目別食料自給率で米が97%、野菜が78%となっており、ご指摘の数値とほぼ近いということが言えると思います。

食料自給率に関する我が国の食料・農業・農村政策については、平成11年7月に食料・農業・農村基本法を制定しています。その趣旨は4つあり、①食料の安定供給の確保、②多面的機能の発揮、③農業の持続的発展、④農村の振興の4つの基本理念に基づいて様々な国の施策が展開されているところ

です。

食料自給率につきましては、国内の食料供給に対する国内生産の割合を示すもので、その目標につ



きましては基本法第15条の中で、政府が定める食料・農業・農村基本計画の中で、国内の農業生産及び食料消費に関する指針として定めるとされているところです。

平成2年3月に策定されました基本計画により、食料自給率の向上に向けた課題と重点的に取り組むべき事項が示され、その主な柱は2つあり、①食料消費面において、消費者と食と農とのつながりを深化させること。②食品産業との連携を深めていくこと。2つです。

2つ目の柱は、農業生産面においては、(ア)国内外の需要の変化に

応じた生産供給を考慮した施策立てをしていくこと。(イ)国内農業の生産基盤を強化することを計画の中で定めているところです。

また、我が国の自由経済社会の中で国際競争や食料の自給率向上、地方の1次産業の持続的発展などは、国策上の総合的な産業経済政策として捉えなければならぬこととで、それなりの政策誘導や支援がなければ一つの地方自治体だけで食料自給率の向上を目指すための数値目標の具現化というのは難しく、地方自治体の施策による解決には限りがあるのではないかと思います。

当町のような小規模自治体の意欲的で先駆的な対策の取組の重要性は、私も十分認識しているつもりであります。現実的な町の財政規模や予算編成過程における農業、農政等対策の中におきましては、必要な自主財源の捻出に非常に苦慮しているところです。

一方、ご指摘のとおり食料自給率向上のためには、行政だけでなく生産者、消費者がそれぞれの立場でできることから取り組んでいくことも大きな一歩であると考え

ます。また、そうした時代の変化を捉えながら、当町の厳しい農業の現状の中でも、地域農業の特性や優位性を生かし育て、持続していくという視点に立って、限られた財政規模の中ではありますが、国の基本計画に沿ってでき得る食料、農業、農村に関する施策や取組を生産者、消費者のほか他の産業経済団体等と連携、協力しながら取り組んでいく努力が必要であります。特に当町の基幹産業においては、農業のみならず商工観光業や漁業等の異業種となる産業経済団体が関わって構成している町でありますから、そうした連携が非常に重要であるとの認識に立って、今後の町政に当たってまいりたいと考えます。

再質問

健康と福祉について再質問します。

1つ目に、全ての人々が健康な生活を確保し、そのために福祉の推進が求められます。個人でできることは意外と多く、今すぐにでも始められるものばかりです。まずは、自分はもちろん、身近な存在の健康を気にかけることが大切

です。日常生活はもとより体調の変化などに気を配ることから始め、普段は見逃してしまうような小さな変化も気を配ることで気がつけるようになり、病気の早期発見、早期治療につながります。また、近隣の独り暮らしの高齢者への声かけなども適切な取組の一つです。高齢化社会の現在において高齢者の孤独死、貧困、飢餓は大きな課題とも言えます。行政の見回りが行き届かないケースもあり、近隣の高齢者福祉のためにも大切な取組です。ウォーキングをする、1駅歩いてみる、車ではなく自転車を使ってみるといった運動も大切だと思われまます。何かと運動不足になりがちな世代ほどほんの少身体を動かしてもよいと思います。

2つ目に、個人でできる取組の一つに交通ルールを守るといことが考えられます。この目標には道路交通事故にも伴う死傷者を減少する目標が含まれております。特に自動車産業の盛んな日本では、交通事故による死傷者は決して少なくはありません。近年では、あり運転や自転車による死傷事故もかなり大きな問題に掲げられて

おります。歩きスマホを避ける、横断歩道の状況を確認する、無理な右左折や横断はしない、交通弱者に優しくするなど、今すぐできることはたくさんあります。まずは、普段どのような外で行動しているか、交通ルールに外れるような行動をしていないか振り返ることから始めてみてはいかがでしょうか。

▲「コロナに負けない!」お散歩ラリー事業 (令和3年度)



3つ目に、人が健康と福祉を得られるということは子供や赤ちゃんも同様で、身近な子供を守ることも大事です。例えば赤ちゃんのいる家庭では予防接種や乳児健診などの予定をしっかりと立てることが大切です。また、小さいうちにかかった病気は記録しておくことが、後で役に立ちます。近隣に子供や赤ちゃんなどがいる場合は見守るようにしてあげましょう。もし虐待が疑われるようなときは、児童相談所虐待対応ダイヤル（189番）に電話をしてください。昨今は迷子への声かけもためられることがあります。迷子を放置するわけにはいきません。迷子を見つけたときは、まず本人に両親が近くにいるかどうか確認し、

「この子の両親はいませんか」などと周囲に大きな声で呼びかけるとよいでしょう。商業施設などの場合はスタッフに引き渡し、屋外の場合は警察へ連絡してあげましょう。子供は自分の身を守ることを知ることがでしょう。

4つ目に、寄附をして人々を守ることも大事だと思います。衣食住に困窮している人々がまだおります。そんな人々を支援するため寄附も必要です。寄附活動をしている団体は様々で、医療支援や食料支援、教育支援など多岐にわたります。寄附をする際には自分がしたい支援を選び、なおかつ信用できる団体を見つけることが大切だと思われまます。

健康と福祉については保健、医療、福祉が一体となって進めるべきだと思えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

松井町長再答弁

ご指摘について

では、第9次町高齢者保健福祉計画で掲げている高齢者が住み慣れた家庭や地域において安心して元気に暮らしていけるまちづくりの理念と一致するものです。

また、具体的な施策の中で関連する事業として、教育委員会の社会教育中期推進計画の中でも転倒予防教室等々を実施しておりますが、こうした既存の事業につきましても、先ほど申し上げましたように今後どうしたら参加者を増やせるか、どんな工夫が必要かという視点から検討を加え、その充実に図っていく努力をしまいたいと思います。

また、寄附活動についてですが、これからも続けていく努力をしながら今後の施策の研究材料にさせていただきます。

再々質問

次は、2つ目の日本の食料自給率について再々質問いたします。

対策の1つ目に耕作地の利用とすることで少し述べさせていただきました。日本の人口の多さは世界でも上位ですが、国土面積は約7割を森林が占め、農地として利用できる面積が限られていることから、1人当たりの農地面積は3.6アールと諸外国より小さくなっており、もともと小さい日本の農地面積ですが、近年は宅地等への

転用や耕作放棄地の増加により、農地面積が最大であった昭和36年に比べて約25%減少していると言われておりますが、私は2015年、2016年のデータは持ち合わせていますので、今現在の積丹町の農家数、男女別・年齢別の農業就業人口、自給的農家と販売農家の割合、耕種・農作物の種類、畜産・加工農産物の農業産出額の割合、耕作放棄地はどれくらいあるのかお伺いします。積丹町でも限られた農地を最大限に活用するために、まずは耕作放棄地をよみがえらせることが大切だと考えております。

対策の2つ目に農業生産力の向上です。農業を仕事にする人は農村部から都市部へ人口流出等によりこの50年間で約700万人、マインス81%減少しました。さらに、農業を仕事とする人の平均年齢は2017年時点の積丹町で67歳と高齢化が進んでおり、このままではさらなる減少が見込まれます。新規就農への支援制度を充実させて、農業法人への就職を促進させるなど行政、民間問わず人材確保の取組も必須です。また、人材確



保と同時に少ない人員での生産性を増やせるように従来の農業を省力化・効率化していく取組も必須です。ロボット技術、ICT、情報通信技術、人口知能（AI）等の先端技術を活用し、省力化や生産物の品質向上を可能にするスマート農業が注目されております。

が難しい方は、例えば普段食べるパンを輸入がメインの小麦のパンではなく国産米粉パンに変えるなど、まずは国産から意識してはいかがでしょうか。

対策の4つ目として、食べ残しを減らす努力をすることはとても大切です。日本は、食料輸入が増加する一方で食料破棄も増えております。約60%の食料を輸入に頼っている一方、スーパーなどの賞味期限切れの商品や飲食店や家での食べ残しを大量に捨てています。その量はなんと年間1,900トンので、供給される食料の25%を破棄していると言われております。積丹町での破棄のデータは分かりませんが、相当破棄されていると思われれますが、どのくらい破棄されているのか伺います。私たちは食料自給率に限らず、食に対する考えを改めなければならぬと思っております。

また、1つ目の質問の健康と福祉についても、町は目標を掲げ、いろいろな事業を実施されておりますが、町民の皆さんは町の実施している事業や内容も分かっていない方が多いのではと思われれます

が、より効果的な実施方法を検討する必要がありますのではと考えられますので、町長の考えをお伺いいたします。

松井町長再々答弁

積丹町の農

業の概況に関する直近のデータについて把握できるものは、別途議員にご回答させていただきたいと思えます。食料自給率に関する4つの対策についてであります。①耕作放棄地の利用の在り方については、国の基本計画の中では「国内農業の生産基盤の強化」という位置づけになり、町農政の中では、例えば農業委員の農地パトロールや新規耕作法人への相談支援、町の課題でありました旧積丹牧場の有効活用等もこの分野に該当します。

②農業の生産力の向上については、国の基本計画では①と同じ中に位置づけられ、関連した町の施策としては、生きた土づくり有機農業推進事業の堆肥購入助成や、家畜改良対策事業の乳牛、畜産牛の購入費の助成、農産物の販売促進対策に資する経費の助成、農業機械導入事業による省力化や効率

化のための助成事業が該当し、農業協同組合の独自事業等と連携して現在進めています。

③地産地消については、国の基本計画では「消費者と食と農とのつながりの深化」の位置づけに該当します。この点は、現在も学校給食における地産のホッケ、サケ、カボチャなどの活用、また町商工会の軽トラ市、岬の市場等も実施しており、貢献をしているのではないかと思います。

④食べ残しを減らすことについては、同じく③国の基本計画の「消費者と食と農業とのつながりの深化」に該当します。この点につきましましては、学校の食育指導の中で行われており、また、町のご



みの減量化対策の観点からごみの分別などもそうした趣旨に沿って取り組んでいる状況です。

具体的に積丹町でどれぐらいの食べ残し、廃棄物があるのかにつきましましては、統計調査は行っておりませんが、燃やせるごみとして食品廃棄物や家庭から出る生ごみは水分を含むものでありますから、ごみの減量化と経費の節減という観点から町民の皆さんには常日頃から水切りをお願いしているところです。

次に、ご指摘のような課題について、町民への情報提供の必要性は非常に大事なことだと思えます。農業政策のみならず「行政の見える化」ということが重要視されている今日でありますので、様々な機会を通じ、また、手法を講じて、町民の皆さんに1次産業の中の農業の大切さについて、情報提供していきたいと思えますし、理解を求める努力をしていきたいと考えているところです。

また、農業生産力の向上の中で、人材確保、特に省力化、AI化を含めたスマート農業についてのご指摘がありました。この点につ

きましては、農林水産省におきましても国の2050年脱炭素に向けた農業の生産性向上を目指すための中長期環境戦略を打ち出そうとしており、今後そうした観点からの取組が必要になってくると思っております。そのときに、形は整っていないなくても品質や味に遜色のない有機栽培で、安全で安心感のある野菜や果物等を積極的に購入することの重要性を町民にも呼びかけていくような時代に今ちようど入りつつあるのではないかと思うところではあります。国も農業の新しい環境の時代という位置づけの中で、脱炭素社会における農業の在り方について、今後国民的な運動、あるいは国、地方自治体が連携した取組が国策としても進めていくようなことが求められてくる時代に入ってきていると認識しています。



◎地方創生推進交付金事業について ◎災害用備蓄食品について

岩本幹児 議員



展開をしていくものと考えているのでしようか。

最初に、「地方創生推進交付金事業について」伺います。地方創生推進交付金事業については、以前にも何度か質問しておりますが、昨年より第2期積丹版総合戦略がスタートしており、第1期積丹版総合戦略で取り組んできた「積丹GIN開発等事業」「体験型農場等整備事業」「健康食品開発等事業」の3事業について、積丹町としては今のところどのような成果があったと分析しているのでしょうか。また、もくろみどおりにはいかなかったと思う反省すべき点はなかったのかどうなんでしょうか。さらには、今後はどうな

その3つの事業の中でも3月の予算審査特別委員会でも質問いたしました。積丹GIN開発等事業については、(株)積丹スピリットの事業計画では令和2年度3月末の製造本数目標が2万2,000本程度となっておりましたが、目標は達成できたのでしょうか。また、積丹町のふるさと納税の返礼品などを企画し、町側の答弁では返礼しているとのことでありましたが、本数や金額などの実績はどの程度だったのでしょうか。

それから、岬の湯しゃこたんセットで拠点化したいという考えでございましたが、岬の湯しゃこたんはこのままていくと来年1月末で休止という厳しい状況になるかもしれませんが、その件に関しては、(株)積丹スピリットとの直接

の話合いは持たれていないとのことでしたが、その後どのような話合い等を持ったのでしょうか。話合い等は持たれたのでしょうか。そして、第2期積丹版総合戦略では、新規の地方創生推進交付金事業は何か計画があるのでしょうか。

次に、「災害用備蓄食品について」、子育て支援対策の一環として質問いたします。最初に、現存する備蓄食品の種類は、それぞれの数量はどのくらいあるのでしょうか。また、それぞれの消費期限はどのようになっており、今まで消費期限切れになった食品はどのように処分されていたのでしょうか。それから、前回の一般質問の答弁で、現在町内の小学生と中学生の合計92名が在籍しており、今後5年間ぐらいはあまり大きく変わらないだろうと予想しているとのことでしたが、乳幼児、保育児童を含めた推計数値はどのようになると予想しているのでしょうか。なかなか収まる心配がない新型コロナウイルス感染症拡大の影響で厳しい生活状況が続いておりますが、以前に個人的にはありますが、他町村の備蓄食品を試食す

る機会がありました。私個人としては結構おもしろかったという記憶があります。今では食品の加工技術も保存技術も日々進歩しており、その当時よりもさらにおいしくなっているのではないかと思っております。地域の宝である子供を地域を挙げて守っていくという観点からも、子育て支援対策の一環として備蓄食品が余ったときは消費期限前に、でき得れば1か月ぐら前に子育て世帯へ優先して無償配布してはどうかと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

松井町長答弁

1件目の地方創生推進交付金事業に関して、1点目の積丹GIN開発等事業については、国が期待している官民連携から民主導へという目標に向けて地方創生の具現化の取組の事例として、これまで様々なメディア等で紹介されています。

主なものを紹介します。北海道が令和2年12月に発行した機関紙「地方創生ジャーナル「創る」」の中で特集で紹介されました。金融機関との連携事業の事例として、国内閣官房の地方創生の特徴的な

取組としての表彰が令和3年3月30日にあり、2021年版中小企業白書で経済産業省中小企業庁の地域課題解決型ビジネス支援として掲載されました。また、令和3年4月24日、北海道新聞紙上の全道版で大きく紹介されました。令和2年5月24日、朝日新聞でも同様の紹介がされています。NHKの全国ラジオ放送を通じて2回紹介され、その他にも日刊新聞あるいは業界紙で報道されるなど、この取組がGINプロジェクトのみならず、積丹町の自然を資源とした新しい地方創生の事例として積丹町の観光イメージのアップにも役立つ多くの貴重な機会を得たのではないかと思います。

2点目の体験型農場等整備事業については、ご承知のとおり積丹GINの核になるのは植物の栽培です。約60種のボタニカルの生産に取り組んでおり、ボタニカルの洗浄、乾燥等の加工場を整備し稼働していること、また、観光機能を持った体験型農場としての活用策につきましましては、圃場の整備、既舎、拠点施設のレンタル整備等により、乗馬、馬車などの体験イ

ベント等を実施し、広範な休耕農地の利活用に向けた事業化の可能性調査を継続実施してきており、現在(株)積丹スピリットが実施主体となっており、事業化に向けた試験事業の取組が続いているところです。特に、広大な遊休農地を活用したボタニカル圃場整備は、栽培品種を拡大すること、また、永続的なGINの酒造原料の安定供給を担うため、非常に重要な役割を担

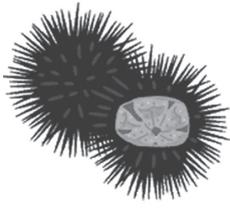


▲ボタニカル圃場 (旧積丹牧場)

つているところですが、栽培技術の研究や圃場面積の拡大に努めていると承知しています。

3点目の健康食品開発等事業については、(株)カネカと連携して、町民の健康づくりフォーラム開催による健康意識向上の共通認識の醸成を図る還元型コエンザイムQ

10の摂取モニター試験、健康食の試食品製作等の調査、試験研究に取り組んできました。この調査事業の中で貴重な成果を得たのではないかと考えておりますのは、積丹町産の農水産物の中に含有する還元型コエンザイムQ10の含有量調査です。産物によって差はありますが、例えば海産物のブリやサクラマスの一部の部位には同物質が多く含まれているということが分かりました。陸上の動物と比較した数値よりは低いものの、この



判明した知見は、全国の中でも積丹町が得た優位性の高いデータではないかと考えています。今後はこうした知見を生かすことができ、仕組みを関係者と連携して検討してまいりたいと考えているところです。

また、全体的な地方創生プロジェクト事業の中には、交付金終了後、また、プロジェクト事業の進捗の過程において、当初の計画では想定していなかった新たな地域資源の価値の発見や新たな派生による試験事業等の着手に出会う事例等も生まれたということ、そうした予期しなかった新しい発見に出会うことも地方創生事業の特徴的な事象ではないかと実感しています。

希望する町民への還元型コエンザイムQ10の摂取については、ゲンキ応援プロジェクト健康計測会を継続実施していること、漁業系廃棄物資源利活用推進事業では、産業廃棄物としてのウニ殻の特性を生かしたホソメコンブの養殖で得たヒントをウニ殻を生ゴムで固着させた施肥材として藻場造成に役立てるため、漁業者が可能な自

助努力として取り組むうえで、作業の効率性や経済性にも優れているということから、「ウニと藻場の循環型再生産システム」として全国的にも注目され始めたような発見もあったところです。

4点目の「もくろみどおりにはいかなかったと思う反省点があるか」という点については、第1期積丹版総合戦略（平成27年度～平成31年度）の取組から学んだこととして、①地方創生事業の進捗状況について町民との情報の共有化や事業参画をどう図るかという点。

②地方創生事業を行うことに伴う町内の異業種の産業経済団体の参画手法と国、道等の公的支援助成制度の機動的な活用を図る重要性。

③地方創生プロジェクト事業の特色である官民連携。そのために積丹応援団をどのように増やしていくかということ、町政報告の中でも申し上げたように、私は、外からの視点と私たち地元にいる者の内からの視点をどうやって融合させるか、そこで新しい発見をどう見つけるか。ということが非常に大事だと感じています。④国の地方創生支援事業において求

められる、目標値やKPIなどの結果。私は、地方の立場から申し上げれば、結果だけにこだわるのではなくその過程を大事にすること、そこで得たことを育てる機運や意識の醸成をどう図るかということも重要ではないかとの点について私は、これからも機会があればぜひ国へも申し上げてまいりたいと思っているとありますし、また、積丹GINの開発を通じて先ほど申し上げたようないろいろなメディア等にも出現する機会等を多く得られている状況にもありますので、そうした機会に今後の地方創生事業の在り方の一つとして、地方からの発信ができればと考えています。⑤こうした地方創生事業の取組に必要な国の補助金や公的支援を活用する場合に、それに伴う地元負担財源をどう確保するか、そして、私たちの計画の進み具合のテンポと国の公的支援を機動的に採択を得ることの難しさ、その克服が重要であることを学んだと実感しています。

5点目の今後はどのような展開をしていくのかの点についてであります。第1期の地方創生推進

事業に取り組んだこととも関係することでありますが、私は地方創生は息の長い取組であり、第1期の地方創生関連プロジェクト事業で具現された事業についてはさらにその価値を高め伸ばす取組が必要でありますし、その効果が十分に現れていない事業については、もう少し検証して息長く取り組んでいくようなことが重要ではないかと思えます。

その結果、先ほど申し上げたように新たな資源に出会ったり、また、その資源活用の深化が出てくるのではないかと思えます。そうしたときに、私たち積丹町だけの力ではできないことが非常に多いわけでありますので、私は官民連携から民主導を目指す大きな方向性を大事にしなが、積丹版の民の力を生かした地方創生の実現にさらなる努力を傾けていく必要があると考えます。

いつも申し上げることでありますが、当町には豊かな自然や景観、魅力的な食、歴史、伝統文化等々があります。しかし、地域資源は、私たち内からの感じ方で捉える地域資源の価値とそれを生み出す力

がなければ、私は資源にならないということが第1期の地方創生を通じて学んだことでもあります。地域の資源を生かし、価値を創造する力を身につけること、そのために積丹応援団、積丹ファンの人々を巻き込み、地方と都市で人、物、金、知恵が行き交う状況を常態化することが非常に重要だと思えます。そのときに、コロナとの共存の時代を迎えた今だからこそ、改めて都市と漁村、密と疎の関係に置かれている共生社会を進めてい



▲火の帆(HONOHO)KIBOU／きぼう

く価値があるのではないかと考えます。また、そのことが持続可能な地域社会の実現につながるのではないかとの考え方を大事にしなから今後でも取り組んでまいりたいと考えているところです。

6点目の(株)積丹スピリットの事業計画での製造本数目標については、令和2年4月から蒸留所の運転を開始し、同年6月にオンラインにより予約受付を開始しましたが、創業開始と同時にコロナと遭遇しました。

当然ながら、昨年は当初製造計画時からコロナ感染拡大による国内消費経済の深刻な落ち込みがある状況下で、外出自粛やGINを販売する飲食店等の制限がありましたので、オンラインでの通信販売への転換や商品数の絞り込みを図るような販売戦略、また、製造時期の配分を見直すという修正を余儀なくされたと伺っています。こうした状況下での決算期(10月〜翌9月)の実績では、総製造本数は6,168本、内容的には500ミリリットルが3,455本、100ミリリットルが2,713本という状況でした。今年につき

ましては既に1万6,000本の製造を終了しており、引き続きオンラインによる通信販売のほか、オーナー会員制度の創設、あるいは海外輸出等への調査、販売ルートの開拓での販売促進に力を注いでいると伺っています。

また、構想段階で議員の皆さん方にご案内があったと思いますが、GINの構想については、冬期間に蒸留して、夏期にポタニカルの栽培、加工を行うということで年間操業の循環化を図ることを基本にしており、そのことが安定的な労働力の確保にもつながるということです。今後も消費経済の動向に左右されることであろうと思いますが、いかに多種多様なポタニカル植物を安定的に栽培し、安定的に生産できるかが最も大事で、半永久的に続けていかなければならない分野の農業や林業とも近い分野かもしれません。そうした認識を持って力を注いでいくことが重要だと伺っています。

7点目のふるさと納税返礼品の実績については、JT Bのふるぽ、楽天グループの納税サイトの手続や調整等もあり、積丹GI

Nの返礼品としての取扱いは令和2年11月13日から開始しました。その際の返礼品商品数は1点1セットで、1セットに必要な寄附額は2万7,000円と伺っています。この1セットは、蒸留酒GINの飲み比べという視点から500ミリリットルと1000ミリリットルを1本ずつにトニックウォーターを1本セットするものとして

います。寄附額の実績としては、令和2年度38件、金額102万6,000円、令和3年度5月末で11件、金額29万7,000円、合計で49件、金額132万3,000円という状況です。

8点目の岬の湯しゃこたんに関連した点についてであります。議員もご承知のとおり(株)積丹スピリットにおいては、世界に通じる良質なGINの一貫生産を目指す理念の実現にこだわり、それにふさわしい蒸留所の建設場所につきましましては、積丹半島先端の立地や気象、気候、植生などの自然環境や自然資源の豊かさを最も重視し、併せて観光資源としての優れた景観性を兼ね備えた場所の一つとして町内複数の候補地の中から雄大

な積丹岳と海を望む岬の湯しゃこたん周辺地として現在地に決定した経緯にあります。

そうした経緯から申しますと岩井社長も公設公営の岬の湯しゃこたんの開業以来の厳しい経営収支が町財政に及ぼす影響の大きさにについては、積丹町の基幹的な観光基盤施設の一つであることは十分承知しながらも、日帰り入浴専用型の観光施設の経営の難しさにつきまして、特に民間経営者の立場から非常によく理解をされていると考えております。

したがいまして、理想的な岬の湯しゃこたんの今後の民間譲渡先としましては、叶うことであれば、積丹GIN誕生の理念とも合致する岬の湯しゃこたんの立地の優位性や、その価値のみならず積丹観光の命とも言える自然環境や景観の保全、そして、積丹の可能性を秘めた地域資源の価値を最大限保ち、尊重し、生かし続けることにごこだわり、また、積丹町の町民の皆さんや地域との協調や地域密着型の経営理念を最も重要視するとともに、併せて現下のコロナとの共存の時代の新しい発想にも着目

して民間らしい経営手法を発揮し得る経営者、また、経営参画主体への民間譲渡の実現を何よりも期待し、願っていると伺っています。ころです。

9点目の第2期積丹版総合戦略での新規の地方創生推進交付金事業についてであります。第2期積丹版総合戦略がスタートして2年目を迎えています。地方創生推進交付金の活用に当たりましては、第1期の成果を生かして官民連携から民主導を目指す取組の過程を経たプロジェクト計画の熟度アップ事業、あるいは新しく事業を創出ができる可能性はどうか、第2期では、第1期の6者連携から、産官学金労言士の7者から事業パートナーとなる連携相手を見つけてことができるかどうか、さらには、民間経営の採算性維持の可能性を見いだせるプロジェクトかどうか問われるため、プロジェクトを検討するに当たっては、それら課題克服のための時間も必要となります。

また、以前にも申し上げたとおり、国の地方創生推進交付金の採択要件としては、先駆性のある取

組及び先駆的優良事業の横展開を進める観点から、①官民協働、②地域間連携、③政策間連携、④自立性、この4つの観点からのプロジェクト構築の実行性が第1次の時よりもさらに重要視されると認識しています。

第1次から学んだことのように、国の交付金の活用の際に、官民連携、官民協働の観点から進めるに当たりまして、地元自治体としては事業費の2分の1相当額の地方財源負担が伴うわけであります。この財源をどう確保できるかなども課題の一つであります。

以前、議員からご指摘がありました。企業版ふるさと納税寄附金を充当することの可能性につきまし



でも国の制度の拡充、改善が図られてきてはいるものの、この寄附相手をどう見つめるのかという難しい課題もあると考えます。町政報告でも申し上げましたとおり、現在、積丹町地域活性化協議会におきまして、地方創生臨時交付金を活用した関係人口創出・拡大推進事業により積丹応援団との連携プロジェクト構築の可能性調査を行っています。そうした調査事業を経て、事業化モデルを目指した取組を推進しているところでもありますので、その可能性調査の中から当町の多様な地域資源を生かした地域の活性化、地方創生に結びつくような取組の芽を育てるため、積丹応援団の皆さんとの良好な関係を築き、維持する努力を続けてまいります。また、ご指摘の国の地方創生推進交付金の活用を目指す課題の克服にも引き続き努力してまいります。と考えています。

次に、2件目の災害用備蓄食品についてであります。1点目の現在備蓄している備蓄食品の種類、数量及び消費期限について、初めに「消費期限」と「賞味期限」の

食品期限表示について消費者庁の取扱いを説明させていただき、災害用備蓄食品における期限表示の現在の実態についてあらかじめご理解をお願いしたいと思います。一般的に品質状態が急速に劣化する食品には安全性を欠くこととなるおそれがない期限である「消費期限」が表示されます。それ以外の比較的品質が劣化しにくい食品には、おいしく食べることができるとして「賞味期限」を表示すべきと消費者庁の取扱いでは説明されています。当町におきまして現在保管している防災備蓄食品の表示につきましては、数多くある種類の防災備蓄食品のいずれも賞味期限として表示されていますので、そうした賞味期限の表示の用語をもってこれからの答弁をさせていただきます。

①主食として保管している令和3年5月末現在の備蓄食品、御飯類、パン類及び麺類の3種類の合計は5,248食です。内訳はアルファ米など保存できる御飯類は100グラム入りで4,664食、缶に入って保管できるパン類が約100グラム入りで384食、ラ

ーメンやうどん等の麺類が60グラム入りで200食、計3種類の合計で5,248食です。②副食として保管している備蓄食品は、惣菜類と菓子類の2種類で合計884食です。内訳は、みそ汁やスープ類の惣菜類が465食、クッキーやようかん等の菓子類がそれぞれ419食、合わせて2種類で合計884食です。そのほか、500ミリリットルの飲料水3,144本、乳幼児用の粉ミルク810グラム入り8缶を備蓄しています。また、それぞれの備蓄食品の賞味期限につきましては、御飯類や惣菜類などその種類の製造日により賞味期限は異なりますが、概ね5年程度の賞味期限を定めている食品が多い実態にあります。

2点目の「消費期限切れ」になった備蓄食品の処分方法についてですが、前段申し上げたように「賞味期限切れ」になった備蓄食品の処分方法についてということですが、読み替えて答弁をさせていただきます。各備蓄食品の賞味期限を把握、管理し、廃棄処分はしないで賞味期限が切れる前の有効活用に努めているところです。これま

での主な活用例としては、①町または各自治会が主催する防災訓練の参加者等に配布したケース、近年では令和元年度の町の防災訓練時に御飯類200食、令和2年度の余別自治会の自主防災訓練時にパン類48食と飲料水42本を配布しています。②住民福祉課の保健師が乳幼児の訪問時に御飯類などの備蓄食品を配布しているケースが年間約10組程度です。その他備蓄品として保管している粉ミルクについても住民福祉課と連携し、乳幼児世帯へ配布をしており、実績



▲離乳食教室

としては、令和2年3月に4世帯に各2缶配布しています。

3点目の乳幼児保育児童を含めた推計数値の予想に関する質問については、先の第1回定例会の教育長の答弁と関連しますので、十河教育長から答弁をさせていただきます。

4点目の子育て支援対策の一環として余った備蓄食品の子育て世帯への優先無償配布についてですが、災害用備蓄食品については、賞味期限を5年程度としている品目が多く、定期的に入れ替える必要があります。食品ロスの観点から備蓄食品の有効活用を図るため、これからも引き続き防災訓練などにおいて参加された町民に配布するほか住民福祉課での活用等に努力をしてみたいと考えます。

また、今後の有効活用について、これまでの防災関連対策の検討の過程の中で出ております選択肢としては、①各会館に配備している備蓄食品については、積極的に各自治会単位でそれぞれ配布して活用してもらう。②教育委員会を通じて各小学校、中学校に希望調査を実施し、子供がいる世帯の防災

啓発資料の一つとして配布、活用する。③日司小学校、余別小学校等で開催したような1日防災学校の開催時に配布する。④子ども第三の居場所、エイジングステーションやすぎ等の町の公共施設で有効活用のため配布することなどが提案されておりました。ご提言の子育て世帯への優先配布につきましても、ただいま申し上げたような活用の方法を検討する過程の中で、検討してみたいと考えます。

十河教育長答弁

災害用備蓄食品

品に関しまして、その中の乳幼児、保育児童を含めた小中学生の推計数値について、小中学生の今後の見込みにつきましては、先の第1回定例会の中で私が答弁しましたが、これに沿って申し上げます。令和2年度につきましては児童生徒数が92名、この時点での未就学児は57名であります。その後、令和3年度以降につきましては、それぞれの年度の出生者を含みますことから、乳幼児及び児童生徒を合わせた数字について申し上げることができませんので、あえて小

中学生の児童生徒数に限定して申し上げますと、令和2年度の92名に続きまして令和3年度が92名、令和4年度は87名、令和5年度は92名、令和6年度は89名、令和7年度は86名となる見込みです。なお、保護者の転入あるいは転出等によりまして当然増減がありますので、こうした推移等を見極めていく必要があるだろうと考えております。

再質問

まず、第1問目の「地方創生推進交付金事業について」ですが、積丹GIN開発等事業についてはいろいろなマスコミ等

取り上げられ、非常に積丹町の観光のイメージアップにもつながったのではないかとというような町長の答弁でしたが、ただし、なかなか難しさもあるということ。それから、体験型農場等整備事業、主にその積丹GINの材料であるポタニカルの栽培に取り組んでいるということ。健康食品開発等事業についてはコエンザイムQ10、それからウニ殻の有効利用と、そういうものに取り組んでいくということでしたけれども、もくろみど

おりにいかなかったと思う反省すべき点はなかったのかどうかというところをお聞きしましたが、例えば体験型農場等整備事業については、農場としての取組をしたいというようなことでしたけれども、こちらについてはもくろみどおりにはいつていないのではないかと思います。そういう取組をするのであれば観光農場としての取組方が何か中途半端ですし、夏場にキャンプを実施すると言っていたのも全然実行されていないし、そういう点はやっぱりもう少し考えていかなければならないのではないのでしょうか。

それから、健康食品開発等事業ですけれども、確かにウニ殻の開発、そして、有効利用は考えられるところですが、これはもう30年くらい前に長野県だったと思うのですけれども、薬品会社がウニ殻を取り上げてなかなかうまくいかなかった事例もあるのです。こういうものを漁業と結びつけて、ホソメコンブの養殖に力を入れていくのはすばらしいことだと思います。こういうものが本当に利用されてうまくいけばいい

など思っております。

ついでに言わせてもらいますと、積丹の漁業はこれからはそのような養殖事業にやはり力を入れなければならぬ。ウニ殻ばかりではなくそのようなものを使つての昆布の養殖とか、海藻の養殖とか、あと貝でもいいですよ。やっっているのだけでも、なかなかうまくいかないということから、全体としてこの地方創生交付金事業なのですけれども、新たな資源開発、地域資源の開発を目指していることに私は、この方向性はよいことだと思えます。確かに町長が言われていましたように、国も最初は交付金を出すかもしれませんが、何年も続いてくると国の交付金あるいは公的支援を渋ってくるのです。その難しさは十分身にしてみていると思うのですけれども、私はこういう取組は反対しません。成功していただきたいと思っております。ただ積丹GINの開発ですけれども、令和2年度の製造目標が2万2,000本のところが、実績では6,000本程度でしたが、令和3年度は1万6,000本とよい方向に向かっているの

です。確かに「つき」もなかったです。確かに「つき」もなかったです。すよね。新型コロナウイルス感染症拡大というところで全国的に飲食店関係は非常に厳しい状態が続いております。当然のことながら飲食店で使う積丹GIN、アルコール類の販売にも大きな影響があると思っております。何とかしてこの危機を乗り越えていきたいと思っております。それからふるさと返礼品1セット2万7,000円のところ令和2年度は38件しかなく102万円、令和3年度も今のところ11件しかなく大変厳しい状態が続くと思うのですけれども、何とかやはりこれは(株)積丹スピリットも積丹GINを積丹のお土産だけとして考えるには販売という点においても限界があるということでは十分承知していると思うのです。当然ながらやはり全国展開しているかなければならないというように考えていると思うのです。非常に厳しい状況ですけれども、その中でもやはり全国的な販路拡大がなければ今後の経営状態も非常に厳しいものになっていくのではないかと思いますので、積丹町としては力を入れるというか、積

丹GINに力を貸すという意味からもふるさと納税の返礼品に積丹GINをもっと使ってもらう、そうすればそれなりの全国的な販路拡大の一助にもなるのではないかと私は思いますけれども、その辺はどのように考えておりますか。そして、この今飲食店関係に厳しい状態なのですけれども、積丹町としては、(株)積丹スピリットの経営者ではありませんから、そのところ経営的にどうだこうだも考えるということではできないかもしれないけれども、やはりいろいろと関与した手前そういう点はどうのように考えておりますか。それから、3月の予算審査特別委員会で(株)積丹スピリットと岬の湯しゃたんがこういう状態にあると、こういう状態になっていくということの話合いがあったのかと聞きましたら、(株)積丹スピリットの代表も地域活性化協議会のメンバーだから当然知っていると、思いますという回答でした。だから、私はそのときにそれはあまりにも失礼な話で、(株)積丹スピリットと対にきつちりと話し合うことが必要でないかということを上

議会を傍聴してみませんか

定例議会、臨時議会を問わず、受付名簿に住所と氏名を記入するだけで、どなたでも気軽に傍聴することができます。

詳しくは、議会事務局にお問合せ下さい。

電話：44-3380

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクの着用及び手指消毒の上、入室願います。



た経緯があるのです。そのことをお話しをなされたと思うのです。㈱積丹スピリットのほうでは、民間経営者の立場からもうこの岬の湯しゃこたんの状況はよく理解しているけれども、期待しているのだということなのでしょう。だから、そこなのです。そこで話が終わってしまっている。理解している、期待している、だから何とか進めていきたい、前に進めていた。だいたいなというように私は思うのです。積丹町もこういう状態ですと非常に厳しいのです、温泉ばかりやっていけばほかのものにも影響があることは本当です。これ4,000万円もそれにつき込んでいっているのですから。一概に私も町長にやりなさいとは言えないけれども、では積丹町は何で生きるのですか、観光を捨てていいのですかと質問したら何て答弁しましたか。あくまでも積丹町に温泉は必要で、必要な施設だと思っ



▲災害用備蓄食品の一部

ているから、民間、民営化を目指して頑張っていくと答弁したでしょう。それからもう3か月こういう状態です。限りなく閉鎖に近づいていっているのではないです

か。私の要らぬ取り越し苦労ですか。立場も分かりませんが、では積丹町はどうやって生きていったらいいのかを考えると、今のところ頑張るすべは観光しかないでしょう。そう言うのと失礼かもしれないけれどもこの町がこれから伸びていくためには観光でしょう。そのためには、この施設は何としても残していかなければならないのではないですか。だから、町長の立場も十分分かります。私も町長には強く言いたくないです。町民の生活、それこそ安心、安全を守る

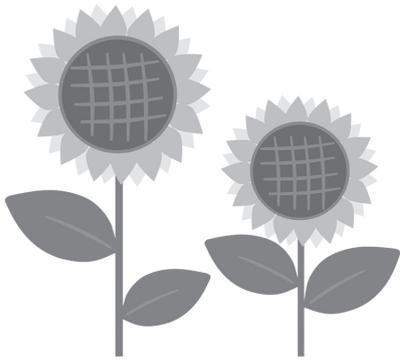
立場ですから。けれども、このままでは産業も廃れてきてどうしようもなくなりますよ。だから、そのところを頑張っていたきたいというように思って、嫌われることを覚悟して私は述べているわけです。それから、2問目の「災害用備蓄食品について」ですが、こんなに多くの量があると私は思いませんでした。米、パン、麺類だけで5,248食あると。さちつと備えているのだなと感じました。そのほかに惣菜類、菓子類が884食、水等も3,144本、粉ミルクまでさちつと備えているのだなと私は安心した面もあるのです。それで、今までも防災訓練の参加者や自治会等に配布したり、あと児童や子供にも配布したりしているので、その点で安心しましたが、私が言っているようにできればこれから検討していくということでしたので、子育て支援の一環として今こういう厳しい世の中ですから、子育て支援にも少し重きを置いて無償配布するというようなことを検討していただきたいと思っています。

高齢者の方からは子供にばかり配付して高齢者、生活困窮世帯には構わなくてもいいのかというようになお叱りを受けるかもしれないけれども、取りあえずは先ほども言いましたように、地域の宝である子供を地域を挙げて守っていくという姿勢を示す意味から、子供を優先に無償配布するということを考えていただきたいと思えます。

松井町長再答弁

1件目の地方

創生に関する点については、私からも岩井社長にお伝えをしたいと思えますし、一般質問の議事録の閲覧もできますので、議会でも心配されていることについてお伝えをしたいと思えます。そうした中で、積丹牧場の有効活用という課題から派生した積丹GIN、ボタニカルの圃場、観光農場についてのご指摘がありました。道内でも初めて様々な専門的な課題に取組み、新たな価値の創出に取組んでいる過程に今あるものから、私はもう少しこのプロジェクトの展開について息長く見守り、育てていくようなことが大事ではないかと考えます。



そして、地方創生事業には大きく4つの過程、つまり計画の熟度があります。①潜在的な地域資源の掘り起こしの段階。②地域資源の活用方策を調査研究、試験するよ
うな段階。③地域資源を活用した事業化には、どういう手法で事業を展開すれば事業として成り立つのかという観点の検討の段階。④それらの過程を経て初めて事業を起こす4つの段階を経ることが重要だと考えます。GIN蒸留所に関しては、この①から④までの段階を経て現在があると考えますと、私は観光農場についても①あるいは②の過程を経て時間がかかって

もぜひ③の段階を目指してほしいと思いますし、また④を目指してほしいという捉え方で、このプロジェクトの進捗を見ていくようなことが非常に大事だと思えます。

そうした面から申し上げれば、国が推進交付金という財政支援の下に、目標(KPI)だけを求め、それも3年後、5年後という短期間の中で求めるということについては、私は非常に難しさがあ
り、ましてや地方創生は、公設公営ではなく民営を目指す国の方向性は、「経済再生なくして財政再建なし」という国の理念から始まっていますから、私はそれなりの時間
もかかるでしょうし、時の経済情勢や様々な情勢変化にも左右されるだろうと思えます。そうしたことを経て、初めて官民連携から民
主導へというものが成熟していくという理解に立っていかなければならぬのではないかと考えます。
ある学者や研究者は、「もはや特定の企業あるいは工場を誘致することをもつて、地方創生、町おこしにするという時代ではない」と申していますが、特にコロナ禍の中でのこれからの在り方としては、

官民連携の在り方も私はそういう視点で捉えていかなければならぬのではないかと考えるところです。

また、ふるさと納税を介したこの事業の貢献についてであります
が、寄附をする方から返礼品として、何を求められるのかという中でGINが選ばれるというところから始まります。したがいま
して、そのPRの仕方が足りなければご指摘のようなことにもなるの
でしようが、私はもう少し長い目で見ていく必要もあるのではない
かと思えます。昨年4月の創業蒸留開始からは、極めて短期間の中
で、先ほど申し上げたように件数からしますと、道内だけではなく
全国からでありますから、非常に大きな件数であり、また、それだ
け積丹GINに短期間で関心を寄せておられる方々がいると考えて
もいのではないかと考えていま
す。私はそうしたことをもう少し見守っていくことが大事ではない
かと考えておりますが、前段申し上げたように、議員ご指摘のよ
うに議会としても心配されていることにつきましては、お伝えしてま

います。

次に、岬の湯の件に関してありますが、一般質問は一方通行で私から議員に質問することは叶わないことではあります。もう少し議員のお考えもお聞かせ頂きたいものだと思います。無関心でおられる、また、町が何とかするでしようというような感覚でおられるということではないと私は思っております。しかし、あくまでも仮定の話として、(株)積丹スピリットが引き受けて岬の湯も経営していたかどうかということになれば、ある面ではよろしいのかもしれないと
思いません。しかし、私は簡単なことではないと思えます。

ただ、申し上げられることは、岬の湯の立地性と積丹町の観光に果たす役割を考えれば非常に大事な資源だと捉えていることは間違いないと思えます。しかし、具体的に民間企業があつた大きな施設を抱えて採算性を維持し、経営していくためには、今後大きな施設改修など新たな投資もしなければならぬ施設状況下で、非常に難しさがあると捉えている方々からの電話紹介や現地視察等を応対して

おります。共通していることは、以前にも申し上げましたように非常に施設が広大であることに加えて、冬期間と夏期間の入込数に宿命的な差があること、日帰り入浴だけで経営を維持することについての難しさなどの点については、どなたからも共通している点であるとお聞きしておりますし、担当課長もそのようなことをたくさん伺っているところでもあります。当然ながらそうしたことも岩井社長も十分承知しながら、何とか良い方向に進んでほしいと願っているものと私は理解しているところです。

次に、2件目の防災備蓄品についてであります。それを有効活用することによって防災の視点での啓発にもなつてほしいことを主眼にしながら実施している現状にあります。ご指摘の点については、今後検討してまいりたいと思っておりますが、賞味期限の中で有効活用をする努力はこれからも続けてまいりたいと思っております。

再々質問 地方創生推進交付金事業ですけれども、私は以前にも

言ったことがあると思いますが、今町長の答弁にも出てきましたKPI、重要業績評価指標ですか。これは、非常に国の方も出しなさいと言ってきたことに、私もそれは町長と共通するのです。さらには、それは極端に言えばこの地方創生推進交付金事業が失敗すれば、町長の責任はもちろん、その担当課長の責任も問われるというようなことは厳し過ぎる面もあると思います。そういうものばかり求めてくる国もですが、そうした中で町長はこれに手を挙げたわけです。私は手を挙げたことは本当に勇気の要ることだったと思います。何もやらなければ国から何も言われなくてもよいのだから。あえて町長はそういうことを分かっていて手を挙げたと私は理解するので。違うと言われればそうかもしれませんが、だから是非でも成功していただきたいのです。心配だから積丹GINの開発とか、こういうことにも議会で何回も質問するわけです。できればこれを契機として成功の方に本当に導いていただきたい。岬の湯しゃこたんのことも積丹GIN

開発のことも成功に何とか導いて、失敗ということでは終わらないようにしてやっていただきたいと思うのです。大変でしょうけれども頑張っていたいただきたいと思えます。それから、2問目の災害用備蓄食品についてですけれども、先ほどの教育長の答弁、そうしますと小中学生が92名在籍して、未就児童は57名と言いましたよね。そうすると、今後はおおよそ150人くらいで推移していくというように理解してよろしいのですか。そういう理解では駄目なのではないか。説明をお願いします。

それから、これも検討をしていただきたいのですけれども、今までもなされているということなので、子供たちに配布するとなれば当然子供のいる世帯数とするか、あるいは子供の数で配布するかとということが議論になっていくと思えますので、今のこの厳しい世の中ですから、世帯数ではなくて、もし検討するのであれば子供1人につきどれだけというように子供単位で検討を進めていただきたいと思えます。

車に乗ったら シートベルトを 締めましょう

スピード違反・飲酒運転・
無理な運転は
絶対やめましょう。



の地方創生制度に関して私から感想を込めてお答えをさせていただきますが、国の重要な4つの計画のうちの一つがまち・ひと・しごと創生事業計画であります。その制度に乗って真剣に町や地域の実情を案じて、私が首長の立場で幾らやりたいと手を挙げて、それに伴う町の予算というものもあります。また、町内の産業経済団体等との官民連携の大切さもあるわけで、そうしたことについては、議員の皆さん方のご理解がなければ進まないことで、そうした面から申し上げれば、積丹GINプロジェクトが今も地方創生の事例として全国の多くの場で紹介されているようなことについても議員の皆さんのご支援、議会のご理解があればこそできたことだと思っております。議会の一般質問を通じて議員は幾度となく関心を寄せていただいていることについても、それは案じるからこそだと私は理解をしております、感謝しているところです。そうした経緯で申し上げます、先ほど申し上げましたように、推進交付金は国の財政支援制

度でありますから、その計画の採択の是非を国が決めるときに、4つのうちの一つ以上の目標があり、①官と民の協働のプロジェクトであるかどうか。②地域間連携に取り組むプロジェクトであるのか、積丹町の中だけではなくて、積丹町と町外との関わりの中でのし得ようとしているプロジェクトかどうか。③政策間連携、国の様々な府省庁の地方対策がある中で、この制度を使ってもできないから、ぜひ地方創生事業を使ってやりたい、またそれを補う形で他の府省庁の制度を活用して展開していくことで、計画の熟度を上げていくような可能性のあるプロジェクトかどうか。④自立性を目指すプロジェクトかどうか。この4つの大きなハードルがあるわけであり、す。しかし、私はこうしたところに挑戦していくチャンスを提供したわけであり、私のみならず職員も横断的な行政の重要性の多くを学んだと思っております。また、そのことは、本町の将来の行政立案能力、行政力を発揮する時代に役立てられることだと期待していることでもあります。

新しい過疎法は5回目になります。昭和45年から考えて50年になります。この間、全国で市町村合併を繰り返しているとは言いがくても、過疎指定町村数については逆に増えているような状況にあります。言ってみれば、それほど地方の活性化や人口をどう増やすかということについては、簡単ではないことを私は声高に申し上げていかなければならないと思っております。そうした意味からは、厳しい、困った困ったではなくて、その中においてもできる限りの努力を町ぐるみでするということとが大事だと思っております。そういう認識に立って私は議員の皆さんと町民の皆さんに理解を得ながら、国の政策である地方創生の機会を生かしていく努力をしてまいりたいと考えています。

特に、4つの大きなハードルの中には、官民連携というものがありませんので、その積丹応援団としてどなたが積丹町に目を向けて頂けるのかということ、非常に難しいことでもありますから、そうした意味からも積丹GINと健康食開発プロジェクト事業を紹介

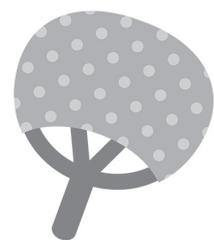
て積丹町との付き合いが始まった企業の皆さんとの良好な関係をこれからも続けていくことの重要性について、ぜひご理解とご支援をいただきたいと考えております。

2件目の防災備蓄品に関連する件につきましては、教育長から答弁をさせていただきます。

十河教育長答弁

岩本議員の

再々質問にございました小中学校の児童生徒数、それに就学前のいわゆる乳幼児の数の集計の仕方というところで、先程、令和3年度以降につきましては小中学校の児童生徒数については申し上げます、集計ができませんと答弁しましたが、



◎新型コロナウイルス感染症の予防 接種について

田村 雄一 議員



乳幼児、保育児童を含めた小中学生の推計数値については、令和2年3月に町が策定しました「第二期子ども・子育て支援事業計画」に児童人口が示されており、この数値と児童生徒数を合わせますと、令和2年度は児童生徒数92人、乳幼児数57人、計149人、令和3年度は児童生徒数92人、乳幼児数56人、計148人、令和4年度は児童生徒数87人、乳幼児数51人、計138人、令和5年度は児童生徒数92人、乳幼児数49人、計141人、令和6年度は児童生徒数89人、乳幼児数43人、計132人となる見込みです。

なお、保護者の転入、転出等により増減が生じるものと考えております。

また、災害用備蓄食品の子育て世帯への優先配布につきましては、町長部局と相談しながら考えていきたいと思っております。

◎新型コロナウイルス感染症の予防 接種について

田村 雄一 議員



「新型コロナウイルス感染症の予防接種について」、町長、教育長、町職員などの新型コロナウイルスワクチンの先行接種がテレビ新聞で報道されていきました。新聞ではキャンセル分を使用したとのことですが、町長は町民に対して自ら説明した方がよいと私は思います。どう考えているのかを伺います。

松井町長答弁 初めに、報道の事実関係について申し上げます。ご指摘の報道は、STVのテレビ放送で5月14日金曜日、午後3時半頃の「どさんこワイド」の番組

の中で放映されたと承知してあります。私もへへの取材は同日の午後でありました。また、北海道新聞では5月15日土曜日朝刊小樽後志版での報道と承知してあります。

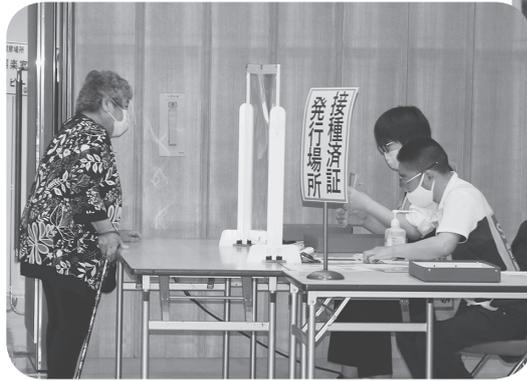
次に、ワクチンを接種した経緯ですが、1回目の接種は5月13日でした。この日は福祉施設入所者31人の接種が予定されており、端数4人分の余剰ワクチンが生じることになることから、この日午後国保診療所で接種したものです。同日は接種予定者1人が急遽キャンセルとなり、結果として5人分の余剰が生じたため、このワクチンの廃棄を避けるため、65歳以上の職員で接種予約をしていなかった私と教育長、住民福祉課職員1名、64歳以下でワクチン接種業務に関わる職員2人、この内1人は保健師、1人は会計年度任用職員の5人が接種したところです。ま

た、2回目の接種につきましては、3週間後の6月3日に国保診療所で受けました。

次に、今回の報道の前後の時期に、全国的に余剰ワクチンの活用の在り方と65歳以下の市区町村長の各地での接種の在り方を問う報道が数多くあったところです。それは、国の全体的なワクチンの安定供給量が定まらない中で、当初国が示していた接種順位の基本的な考え方と、現実的に接種現場で発生する接種当日の余剰ワクチンの廃棄防止のための有効活用方法の自治体の運用の課題に起因するものだと私は認識しております。

私は、当町において極めて限られた短時間の中で、安全なワクチンの使用管理の制約を受ける接種現場の対応の困難性を考えましたときに、町内の65歳以上の高齢者の国保診療所までの移動時間、移動手段、急遽の連絡の方法等を勘案し、当時急激に急増する道内の感染者等々の厳しい状況を踏まえまして、次に申し上げるような対応の判断をいたしました。

1つは、その接種当日生じた余剰ワクチンの数量に極めて迅速か



つ随時に接種時間の弾力的な調整が可能で、かつ今後の集団接種業務や日常の窓口業務、公務で人と接する機会が多くならざるを得ない役場の各部署の町職員には感染

▲コロナワクチン集団接種（町総合文化センター）

リスクを低減し、安心して日常業務に専念していただくためにも、ぜひ余剰ワクチンの接種を希望していたいただきたいことをお願いしました。

2つには、しかしながら、町職員の接種希望者であります。6月15日現在で把握している希望者数で申し上げますと、正規職員（特別職を含む）64人中28人、43%、会計年度任用職員43人中9人、20%、役場職員全体では107人中37人、34%という余剰ワクチン活用希望申出の状況でありました。個々人に強制できるものでありませんので、聞き取りはしてありませんが、私は全体としてこの接種希望が少ない理由としては、接種後の副反応への心配と副反応が生じた場合の勤務に影響を及ぼしかねない不安であろうと推察しました。

む私自身の身体への影響と執務への支障の状況につきまして職員の方にも身近に知っていただくことと私からもその余剰ワクチンの活用に参加しますことを自ら申し上げたところでです。

しかしながら、65歳以上の高齢者の町民の方々の予約が、コールセンターが大変混み合い、予約がなかなか取れない状況下で、ご指摘のテレビ報道を視聴された方には大変不快に思われた方も多かったことと思えます。こうした余剰ワクチンの活用についての実情を町民の皆さんに説明できなかった点につきましては、お詫びを申し上げます。

また、接種した5月13日の翌日14日、報道取材の申し入れがあった日の午後、私自身はニセコ町へ公務出張途中車内からSTVテレビ報道部の電話取材に対し、当町における余剰ワクチンの有効活用における地域の事情と私自身のワクチン接種の経緯とその考え方について、応答したわけですが、結果として同日の放送の中では、その意図が十分伝わることが叶わなかったことにつきましては、私

のマスコミ対応について反省しているところです。

再質問

私は、先の臨時会で町長が説明するのではなからうかと思っておりましたが、聞けなかったものだから今回質問することとしました。最初に聞きますが、次にキャンセルがあったときはどうしますか。

どうしてこのような質問をするかと言うと、やはり今も「接種したかい、予約したかい」というのが挨拶代わりとなっている状況なものですから、そのニュースが報道された当初、今もそうなのですけれども、何か町民がもやもやしているとか憤りを感じているようにして、何と言って表現したら良いか、今沈みゆくタイタニックの船長が私たちより先に救命ボートに乗り移ったという感覚だと私は受け止めています。けれどもきちんと説明すれば、そういったもやもやは晴れると思っております。それで、前回お話ししてくれているかなと思っていたわけです。

今回、町長がワクチンを接種した状況等は、私は町長から説明を受けなくてもある程度は想像でき



▲コロナワクチン個別接種（国保診療所）

ます。逆にワクチンを廃棄したら、私は町長は本当に厳しく職員をお叱りすると思います。町民の中には「何でキャンセル待ちの名簿を作らないのか」という方もおられます。そう簡単にできるだろうか。キャンセルで名前を連ねるとしても、30分や1時間前に今空きましたから来てくださいと言われてもどうやって来ることができませんか。バスが1日に2本か3本です。例えば私に連絡が来たとしても、「今、漁の最中で行けません」とほとんどの人がそういう状況

です。簡単に時間をかけてワクチン接種のためにすぐに行動ができる人は役場の職員だと思っただけです。現場に迷惑をかけないでスムーズにできるのは役場の職員が一番だと思っています。決してそれを私責めるつもりはありません。ただ、行政はルールにないことをしたらいけないことは基本だと思います。これが私は余市モデルの落とし穴といえますか、皆さん安心して思うのだけれども、こういうことを想定したときに、このキャンセル分をスムーズに接種するための協議などが抜けていたと思います。現場の担当医や職員の判断に任せて、スムーズに行ける人はある程度担当者がこういうふうな形でここに連絡してここに報告していただくとします。ルールと言わないまでもそうすれば、今回の問題も私は何の問題もなかったと思うのです。それが欠けていたのは反省しなければいけないと思います。そして、今町長に質問したような話しが議会の公の場から伝わり、恐らくはほとんどの人は理解してくれると思います。

そして、このウイルスですが、専門家に言わせると温暖化の影響で10年に1度、8年に1度とまた流行するだろうという怖い話しをしておりましたが、今後のためにも抜け落ちたところはないように、きちんとしたある程度の決まり事を作成しておかないと、またこのような問題が起きてしまうだろうと思いますので、どうかもう少しその辺りのところを精査してほしいと思います。またキャンセルは出るとは思いますし、出たときにそれほど細かく難しくする必要はないと思いますので、やはり担当者に、ワクチン接種のためにすぐに行動ができる人は職員でなくても結構ですが、職員が一番楽だと思えますけれども、そういう形で取りこぼしのないように、そして、ワクチンを1本たりとも無駄にしないように努力していただきたいと思っています。

松井町長再答弁

ご指摘のあったように、前回の臨時会で報告すべきとの点つきましましては反省したいと思います。

広域での初めてのコロナワクチン接種を一つの国民的運動のように実施しなければならぬ事態への体制不足や準備不足など多くの点について、今後生かしていかなければならない事項は、ご指摘のようなことも含めて考えております。そうした意味も込めて、今回の町政報告の中で、今、ワクチン接種の加速化が国の大きな課題になっていく重要性は十分理解しつつ、また、町民への啓発に努めながらも非常に困難な対応状況に直面していることも含めて、申し述べさせて頂きました。

そして、基本的なことでも申し上げれば、かつてこうした経験したことがない感染症対策であり、そうした状況下で、私はやはりワクチンの供給の在り方についてもっとしっかり国民全体に行き渡る計画性があればご指摘のようなことも防げたのではないかと考えています。しかし、接種主体はあくまでも自治体を基本とするという状況の中で、限られた時期、限られた供給量のワクチンをいかに有効に活用するかという観点から、北後志の場合は5町村で、広域で実施することが最良の方法ではない



かと5人の町村長は判断したところ
です。特に、その中で余市医師
会、医療機関としては余市協会病
院が非常に前向きに取り組んでい
ただけなことから、今後検証すべ
き課題はあるとは思いますが、こ
の計画の運用体制につきまして、
余市医師会、余市協会病院、連携
事務の窓口を担われる余市町役場
の担当課の立場に立てば、困難な
現状について私は理解できないわ
けではないと思っています。また、
当町の住民福祉課の課長以下担当
職員も非常に混乱を極めたことも
事実です。

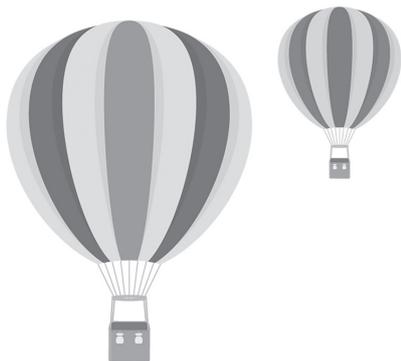
しかし、限られた時間の中で対
応できる住民周知には、最大限の
努力をしたつもりでありますし、
幸いにも北後志5町村の中では積
丹町だけしかない住民情報伝達手
段のIP電話告知端末機の有効活
用が大きな役割を果たしました。
小さな電話機の画面の中で簡便に
町民の皆さんに伝えること、アナ
ウンズ文の作成についても努めて
分かりやすく、そして時点修正を
経て放送しなければならぬ急を
要する町民周知の対応については、
担当職員も貴重な学びの機会を得
たと考えております。

今後新興感染症と言われるこの
種の感染症が出てきたときに、ど
のようにそれぞれの自治体に対応
するのか、法律がどう変わってい
くのか課題はたくさんあると思っ
ます。私は、全国1,971の自
治体の一自治体ながらもその体制
や対応能力については限りがあり
ますから、その時々と与えられた
状況の中で最大限努力するといふ
ことが最も重要だと思えますし、
当町の特に住民福祉課と関係課が、
連携を取り合いながら懸命に今現
在も対応しているところです。

広域連携であるがゆえに難しさ
もありますが、苦労しながら懸命
に我が町・我が村が今対応できる
こと、広域連携の枠組みを崩さな
いのできることを一生懸命やるこ
とに今最善を尽くしている状況下
にあり、齊藤余市町長からもつづ
さに連絡をいただいております。
しております。ご指摘があったよ
うに、今後の新興ウイルス等の発
生が絶対ないと断言できないわけ
でありますので、今後の行政業務
に生かしていく努力を続けてまい
りたいと思います。

再々質問

前回私は80歳、90歳
の目も見えず、耳も聞こえないお
年寄りにチャシやIP電話で理解
できるのかというような質問をし
ましたが、答弁で対応を工夫して
くれているというような話をして
いただきましたので、安心していま
ですが、広域ではできない、町単
独でなければできないことはたく
さんあるはずですよ。お年寄りのた
めにきめ細かに手を取りながら、
ぜひコロナが収まるまでの間踏ん
張っていただきたいと思います。



松井町長再々答弁 国がいうデ
ジタル化の時代が来ているものの、
しかし今、現実にこうした事態に
おかれているときに、どういう対
応方法が最も多い町民である高齢
者の皆さんに親切、丁寧な危機対
策であるのかという点について、
私は忘れてはならないと考えてい
ます。

議会の主なる動き

六月

4日 議会全員協議会

14日 議会運営委員会

16日 第2回積丹町議会定例会（第1日目）

17日 第2回積丹町議会定例会（第2日目）

七月

7日 積丹町の観光振興とまちづくりについての意見

交換会（山本議長・松尾議員・佐藤晃議員・岩

本議員・田村議員）

21日 総務文教常任委員会

〃日 議会全員協議会

27日 北後志消防組合議会 第2回定例会

（山本議長）

〃日 北後志衛生施設組合議会 第2回定例会

（山本議長）

八月

19日 広報編集特別委員会

27日 後志広域連合議会 第1回臨時会（山本議長）

議 会 一 口 メモ

条例、予算及び総合計画等に関する議決に対し、 異議がある場合の再議

この場合の町長の拒否権は、他の場合の再議と異なり、町長の認識と判断により行使されるもので、「一般的拒否権」と呼ばれている。

これは、議会の越権又は違法な選挙、あるいは義務費を削除したというように法律に根拠を置いた理由で不当とするのではなく、町長がその政策を遂行する上で異議がある条例の制定、改廃又は予算及び総合計画等の議決に対してなされるものである。しかし、実際問題としては、町長に異議があると同時に、違法な条例であると認められるような場合も多く、こうしたケースでは、この一般的拒否権としての手続きを取ることはできない。議会が議決した条例の制定、改廃又は予算に対して、町長に異議があるときは、町長は議長から条例又は予算の送付を受けた日（総合計画等は議決の日）から10日以内に、議会に対して理由を示して再議に付することができる。

再議に付されると議会は、再びこれを議題として審議して議決するのであるが、議会としては、町長の再議に付した理由が正当であるかどうかを判断しすれば良い。この再議の議決には、条例及び予算では出席議員の3分の2以上の同意（特別多数決）で、総合計画等では過半数で決することになる。いずれにしても審議の結果、当初の議決を妥当として再議決した場合、その議決は確定し、町長は重ねて再議を求めることはできない。

(R3年6月～R3年8月)

○出席・□遅刻・△早退・×欠席

9	8	7	6	5	4	3	2	1	氏名	項目	年月日
○	○	○	○	○	○	○	○	○	海田 一時	議会全員協議会	R3.6.4
○	○	○	△	○	△	○	○	△	松尾 大樹	議会運営委員会	R3.6.14
○	○	○	○	○	○	○	○	○	佐藤 晃	第2回定例会(一日目)	R3.6.16
○	○	○	○	○	○	○	○	○	岩本 幹兒	第2回定例会(二日目)	R3.6.17
○	×	○	○	○	○	○	○	○	葛西 敏夫	総務文教常任委員会	R3.7.21
○	×	○	○	○	○	○	○	○	佐藤 盛男	議会全員協議会	R3.7.21
○	△	○	△	△	○	○	×	○	山本 俊三	広報編集特別委員会	R3.8.19

編集後記

早いものでお盆が過ぎ、ウニも漁期を終えました。近頃何気なく交わす挨拶も「今日も暑いねー」から「朝晩涼しくなったねー」に変わり、季節の移ろいを感じます。かつては、「鱧(ニシン)大漁の千石場所」と呼ばれた本町ですが、今ではすっかり夏の風物詩となった「ウニ」が取って代わり、名物ウニ丼に舌鼓を打つ観光客は、このコロナ禍にあっても少なくありませんでした。

41年前の新聞に、「ニシン建網の発祥地・積丹」と題した郷土史の特集記事を目にしました。それまでニシン漁は、刺し網や行成(いきなり)網(簡単な定置網)を使用し、漁獲量の低いものでした。これを津軽(青森県)出身で旧入舸村に漁場を所有した齊藤彦三郎氏が、明治18年に、道南でサケ漁に使用する定置網「角(かく)網」を応用し、改良を加えて行成網の2～3倍という大量漁獲を可能とした網(後に「建(たて)網」と呼ばれる)を使い初めます。

彦三郎氏は、苦労を重ねて開発したこの建網を独占せず、視察者を快く受け入れ、道内外のニシン漁場に積極的に普及させます。北前船で各地に運ばれ、日本経済に大きな影響を及ぼしたニシンにまつわるこの逸話は、積丹ブランドとなったウニに負けない偉大な遺産(レガシー)のひとつです。

(敏)

委員長 葛西 敏夫
副委員長 松尾 大樹
委員 海田 一時
佐藤 晃
岩本 幹兒

ハート型の宝島
(上空より撮影)